

(案)

第5次 男女共同参画プラン 中間評価（目標値達成評価）報告書

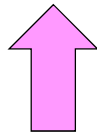
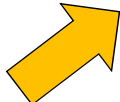
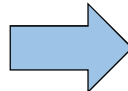
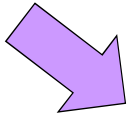
1 中間評価（目標値達成評価）の位置づけ

第5次男女共同参画プランの中間評価（目標達成評価）では、施策方針ごとに設けた13項目の目標値についての達成度を評価する。目標値の達成状況を確認することで、新たな課題を整理し、令和4年度に実施する次期プラン策定のための参考資料とする。

2 中間評価（目標値達成評価）の方法

- (1) 最終評価（令和5年度に実施）に向けた指標数値目標の達成度の経過を確認する。
- (2) 第5次プランに掲げた指標数値目標（13項目）の達成度で中間評価を行う。
- (3) 下記表を達成度評価の基準とする。
- (4) 市民等アンケート調査結果を用いるものについては、令和3年8月に実施したアンケート結果の数値を用いる。
- (5) 次期プラン策定に向けた課題や今後の取組み方などについて、施策方針ごとに指標数値目標達成と密接に関わり影響がある事業を重点事業として抽出し、説明を付す。

以下に掲げる表をもって達成度評価の基準とする。

達成度評価		評価の基準
A (達成)		・ 目標値を達成した。
B (順調)		・ 目標値達成率※が7割以上であった。
C (横ばい)		・ 目標値達成率※が7割未満であった。
D (後退)		・ プラン策定時（平成28年度）の数値より後退した。

※目標値達成率＝変動値／（目標値－平成28年度プラン策定時現状値）

重点目標・施策方針・指標一覧

重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 指標1 市の審議会における女性委員の割合
- 指標2 町内会・自治会における女性役員の割合
- 指標3 市役所における女性管理職（課長級以上）の割合

施策方針2 女性の活躍推進

- 指標4 女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 指標5 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度
- 指標6 市役所における職員の年次休暇取得日数

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

- 指標7 男女共同参画という言葉の認知度
- 指標8 「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

- 指標9 性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

- 指標10 保育所等利用待機児童数
- 指標11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合
- 指標12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

- 指標13 「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合

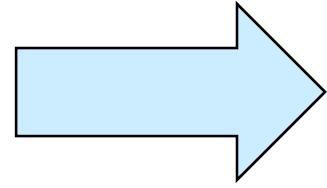
3 中間評価（目標値達成評価）の評価結果一覧

評価	指標数（全13指標）
A ↑ 達成	1
B ↗ 順調	1
C → 横ばい	8
D ↘ 後退	3

指標	H28	現状値	目標値	評価
1 市の審議会における女性委員の割合	27.5%	27.8%	40%	C
2 町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	34.7%	50%	C
3 市役所における女性管理職（課長職以上）の割合	7.7%	9.9%	15%	C
4 女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	51.1%	70%	C
5 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	95.8%	80.7%	A
6 市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4日	14.3日	15日	B
7 男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	80.5%	100%	C
8 「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	82.1%	100%	C
9 性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度	65.8%	86.7%	100%	C
10 保育所等利用待機児童数	19人	21人	0人	D
11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	44.5%	48%	D
12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	60.8%	70.3%	D
13 「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	89.7%	100%	C

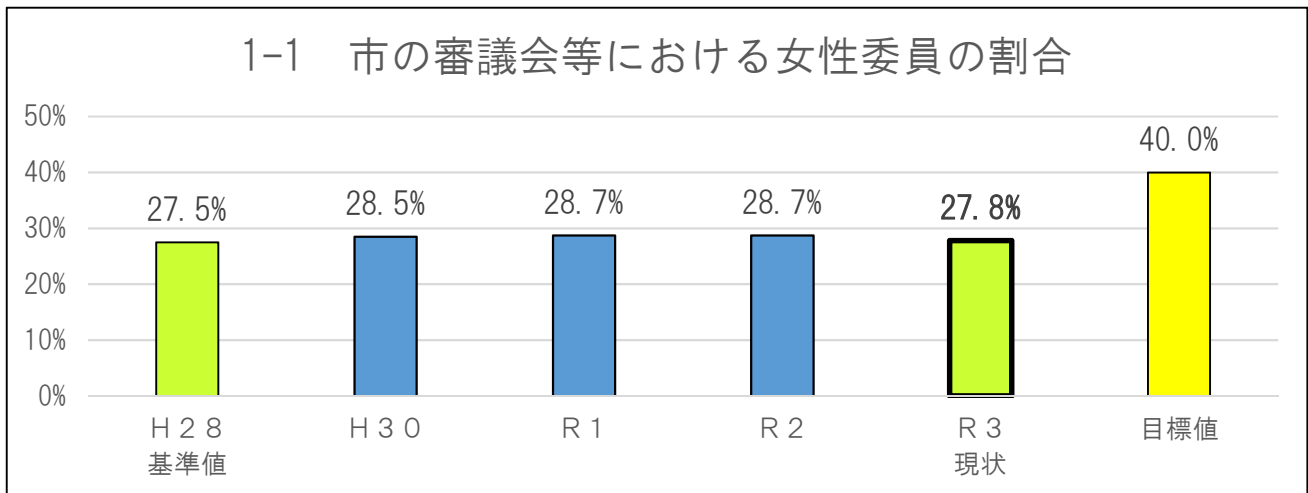
4 中間評価（目標値達成評価）の個別評価結果

- 重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 指 標Ⅰ 市の審議会における女性委員の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
27.5%	27.8%	40%	C	2.4%

（第5次男女共同参画プラン P.23）



審議会等における女性委員の割合は、平成28年度の値よりは微増したものの、ほぼ横ばいで推移しており、目標値の達成には至りませんでした。審議内容等が専門的である審議会等において、当該専門分野に精通している女性数が少ない場合が多いことも要因の一つとして考えられます。

審議会等の所管課へ女性委員の選任に関する依頼を行う際に、女性委員のいない審議会等については、特に女性委員のより積極的な登用をお願いするなど、目標の達成に向けて取り組みを行ってまいります。

次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

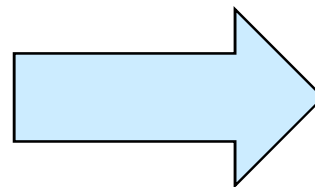
- 1-1 審議会等への積極的な女性の参画促進
- 1-2 地方防災会議における女性委員の参画促進

審議会等においてジェンダー平等に即した性別構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員推薦の働きかけを行う事業です。

審議会等への積極的な女性の参画促進について総務部総務課が庁内で周知を行っておりますが、数値向上の効果が表れていません。推薦母体からの推薦による選出は、推薦母体の意向や状況に影響を受けますが、審議会等所管課から推薦団体に推薦依頼を行う際、より積極的に女性の参画について促進したい市の意向を明確に伝えていくことが必要となります。

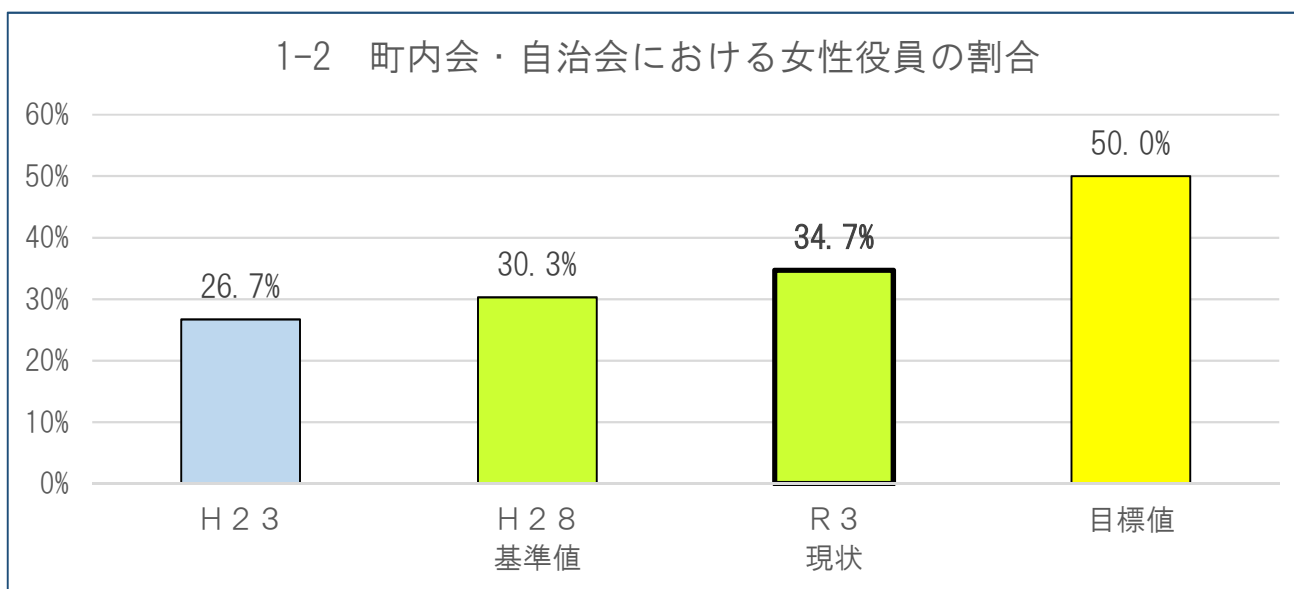
政策・方針決定過程への女性の参画促進は、ジェンダー平等の実現には不可欠であるため、引続き周知等を粘り強く行っていくことが重要です。割合は50%が望ましいですが、数値目標は現在値を考慮すると妥当だと思われるので、次期プランにおいても引き続き掲載すべき事業と考えます。

- 重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 指 標 2 町内会・自治会における女性役員の割合



平成 28 年度	現状値	目標値	評価	達成率
30.3%	34.7%	50%	C	22.3%

(第 5 次男女共同参画プラン P. 23)



町内会・自治会における女性役員の割合は、平成 28 年度・令和 3 年度と増加しているものの目標値の 50%到達には至りませんでした。増加傾向にあることから、地域におけるジェンダー平等は策定時より着実に推進されています。

一方、「指標 11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合」においては、割合が減少（後退）しています。各町内会・自治会における地域ごとの内情（年齢構成等）があり、その地域性や特徴を活かした地道な取り組みが必要なため、今後も働きかけを継続して取り組む必要があります。

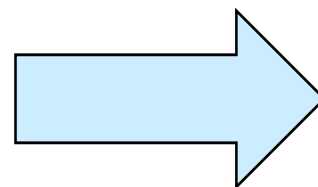
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

■4-1 市の実施事業への配慮

町内会・自治会に女性役員の割合が増加するように働きかける直接的な事業はありませんが、本事業は「事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社会の形成に影響をもつという認識を持って取り組むこと」を庁内に周知・啓発する事業で、全事業の中でも根幹に位置づけられる事業とも言えます。

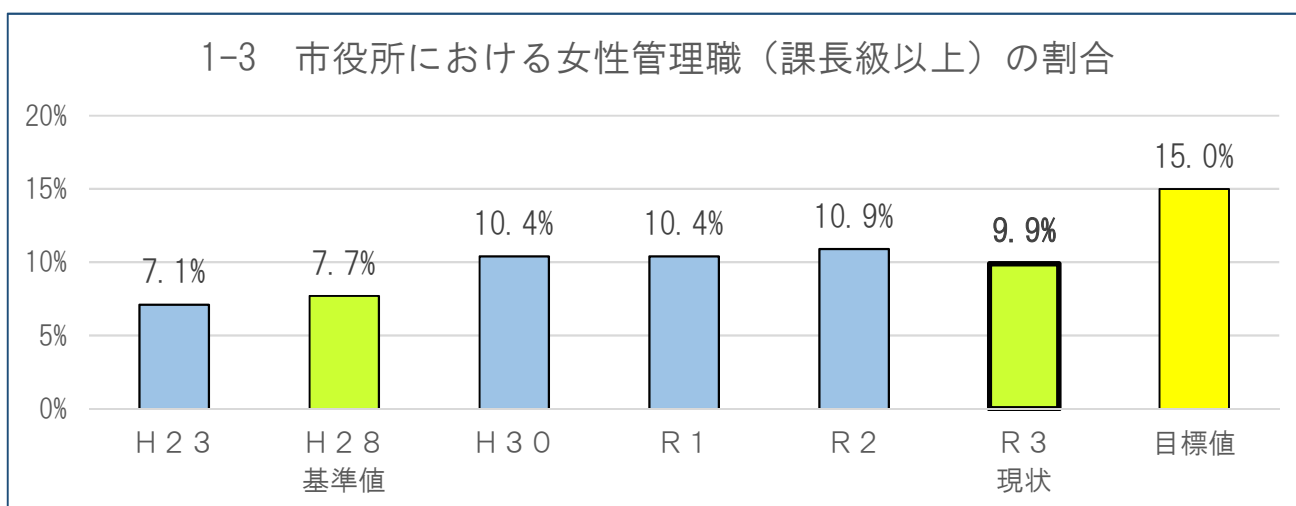
町内会・自治会の女性役員の割合については、各団体の状況が大きく影響するため、各団体の状況を考慮しつつ、市と町内会・自治会との関わりがある場面の他、町内会・自治会の役員を担っている年齢層を中心に、広報等を通じて幅広い年代に粘り強く周知・啓発していくことが必要です。次期プランにおいて指標数値目標を継続し、プランの事業として、町内会・自治会とかがわりが特に深い地域コミュニティ支援課と連携し、具体的に町内会・自治会に働きかける事業を盛り込む必要があります。

- 重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 指 標 3 市役所における女性管理職（課長級以上）の割合



平成 28 年度	現状値	目標値	評価	達成率
7.7%	9.9%	15%	C	30.1%

(第 5 次男女共同参画プラン P. 23)



横須賀市役所における女性管理職の割合は、平成 28 年度の策定時よりも割合が増加したものの、目標値達成に至りませんでした。市職員アンケート調査結果より、その要因として「仕事と家庭生活(育児や介護など)の両立が難しいから」という回答が最も多く、今後は「ワーク・ライフ・バランスの推進」を中心に取り組んでいく必要があります。

政策決定過程への女性の参画は、ジェンダー主流化を実現するためには必要不可欠な要素であり、地方自治体の将来を占う重要な指標・比較基準の 1 つであると考えます。

ワーク・ライフ・バランスのさらなる周知・啓発、実践を通じて仕事と家庭を両立できる仕組みを整え、意欲と能力のある職員を積極的に管理職へ登用していきます。

次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

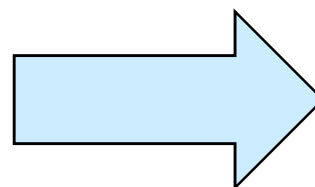
■4-1 市の実施事業への配慮

■11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み

令和 3 年 4 月 1 日に策定された「横須賀市特定事業主行動計画 女性活躍・子育てサポートプラン」において、「課長級以上 20%、課長補佐 35%」が目標として掲げられました。この指標数値目標の達成には、不安の払拭や働き方の見直し等に取り組みを引き続き継続していくことが必要です。

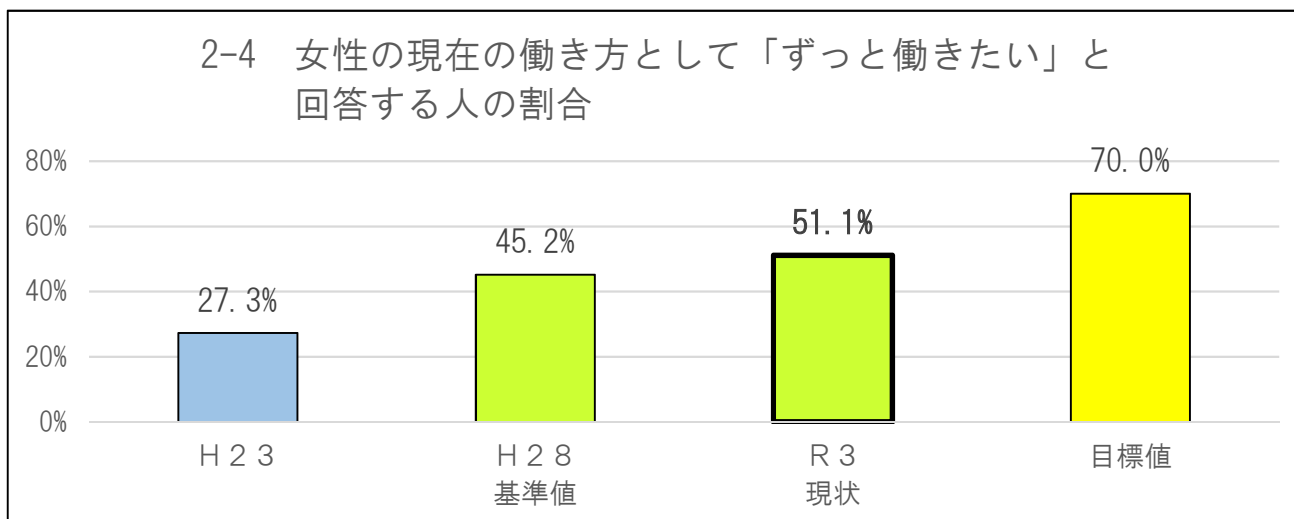
多様な考え方を政策に反映させるためには、政策・方針決定過程への女性の参画は必須であり、管理職の女性割合は、女性の政策・方針決定への参画度合いを直接示す指標であり、この指標数値目標は次期プランでも継続的に掲げていく目標であると考えます。次期プランにおいては、サポートプランの数値目標である「課長級以上 20%」を念頭に踏まえ、目標達成に向けさらに働きかけを行う必要があります。

- 重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針 2 女性の活躍推進
- 指 標 4 女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
45.2%	51.1%	70%	C	23.8%

(第5次男女共同参画プラン P.26)



平成28年度・令和3年度と増加傾向にありますが、目標値への到達には至りませんでした。

日本は国際比較において、結婚や出産を機に離職する女性の割合が高いという状況であり、本市においても、現状の働き方と理想の働き方に3.6ポイントの差があり、子育てをしながら仕事を続けられる環境を構築することは社会全体で取り組むべき課題です。それと同時に、多様化する働き方の具体的な提案や起業を促進するための制度確立など行政としてのバックアップを検討する必要があります。

女性活躍推進のために女性の働き方を変えるには、雇用側や社会全体、男性の意識、家庭も変化するため、地道に啓発を継続し、意識の変化を促していく必要があります。

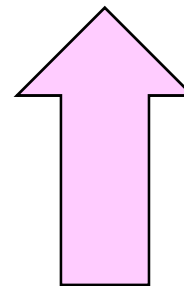
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- (民間)5-1 起業を目指す女性への支援
- (民間)6-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援
- (行政)7-2 メンタリング制度の実施

5-1, 5-2 の事業は、関係団体や神奈川県との連携により進められている事業です。5-3 は、市職員向けの事業で、メンタリングを通じてキャリアにかかる相談や日々の仕事への助言等を通じて、成長を促すものです。部課横断的な制度なので、所属を超えた職員との交流ができることにより横の繋がりの形成もできる制度です。各事業とも人との接触が生じ、新型コロナウイルスの影響を大きく受けるため、実施方法を含めて効果的なやり方を検討していく必要があります。長く働き続けるためには、上記に掲げた事業以外の健康問題をはじめとする相談事業による健康支援も重要な役割を担います。

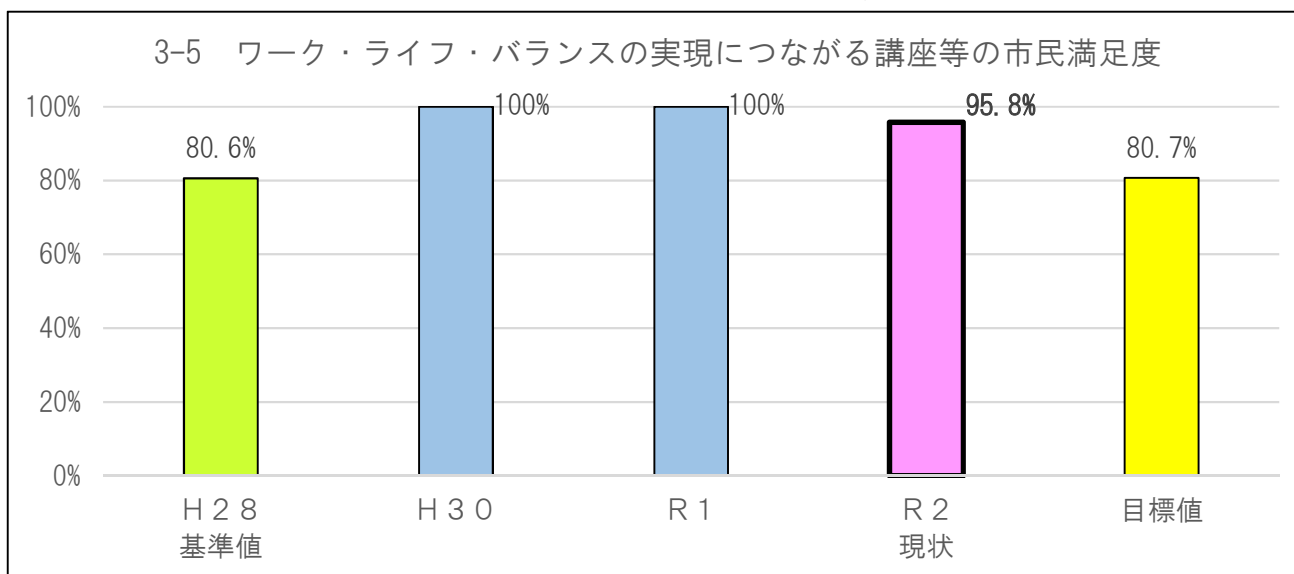
この指標数値目標70%については、現在までの数値の推移を踏まえると妥当であると考えます。

- 重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 指 標 5 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
80.6%	95.8%	80.7%	A	118.9%

(第5次男女共同参画プラン P. 28)



平成28年度の策定時と比較して市民満足度が向上し、高水準での満足度で推移しており、目標を達成できました。講座の運営にあたっては令和2年度から新型コロナウイルスの影響を受け、緊急事態宣言発出による講座が中止されたこともありましたが、宣言期間中以外においては定員削減や感染予防策の徹底、オンラインでの実施によりコロナ禍の厳しい状況の中においても講座の開催ができました。講座の開催のほか、広報紙「ニューウェーブ」により広く情報発信を行いました。

ワーク・ライフ・バランスは、日常の生活スタイルの意識改革でもあることから、現に実施されている様々な取組みを、タイムリーに提供していくことが重要と考えますので、引続き講座の高い満足度を維持できるよう内容を検討し実施していきます。

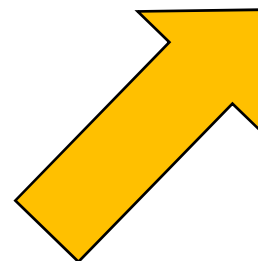
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

■10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発

本事業は講座開催等による周知・啓発によりワーク・ライフ・バランスの実現の推進を目的とした事業であり、ジェンダー平等の実現への寄与度は高い事業です。本事業も人との接触が生じ、新型コロナウイルスの影響を受けるため、オンラインでの実施等状況に応じた柔軟な実施方法で今後も行っていく必要があります。

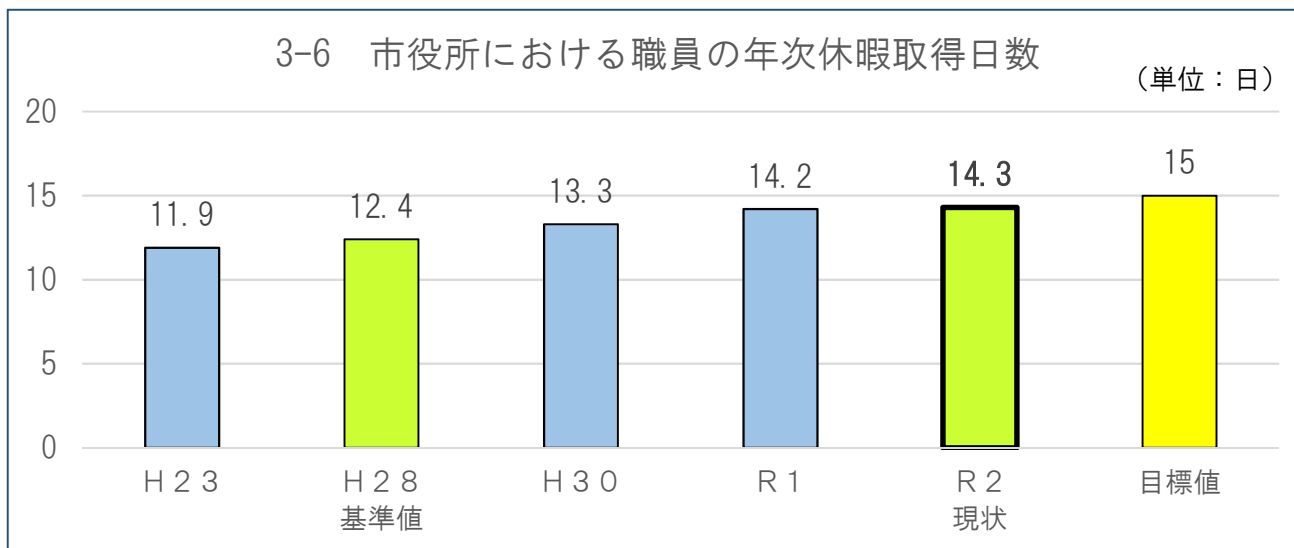
講座や広報誌により日々の生活の中での気付きも促されるため、今後も継続的に行うべき事業と考えます。目標の「前回以上」との設定は継続的な取組みとしては妥当と考えます。

- 重点目標 I 誰もが活躍できる環境づくり
- 施策方針 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 指 標 6 市役所における職員の年次休暇取得日数



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
12.4日	14.3日	15日	B	73.1%

(第5次男女共同参画プラン P.28)



年次休暇の取得日数は上昇傾向にあります。目標値 15.0 日に対し、令和 2 年度の実績値は、14.3 日でした。目標値に達してはいませんが、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方として、『限られた時間を有効活用し効率よく業務遂行するという意識付け』や『年次休暇を取得しやすい雰囲気職場で広がり始めていること』などが、年次休暇の取得日数の増加要因の一つであると考えています。

さらなる年次休暇の取得促進に向け、業務のあり方や処理方法の見直し、職場内で業務の情報共有を図るなどの休暇を取得しやすい環境整備を継続的に進めていきます。また、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方として、時間外勤務時間数の削減についても引き続き取り組んでいきます。

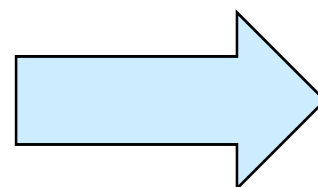
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

■11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み

ワーク・ライフ・バランスの推進の実現に向けては、年次休暇の取得、休業制度の利用、時間外勤務時間の縮減等、働き方の改善に対する取り組みは非常に重要です。ジェンダー平等を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせない要素になっています。ワーク・ライフ・バランスの必要性は認識しているものの、現実としては実現に多くの課題があることが見受けられます。

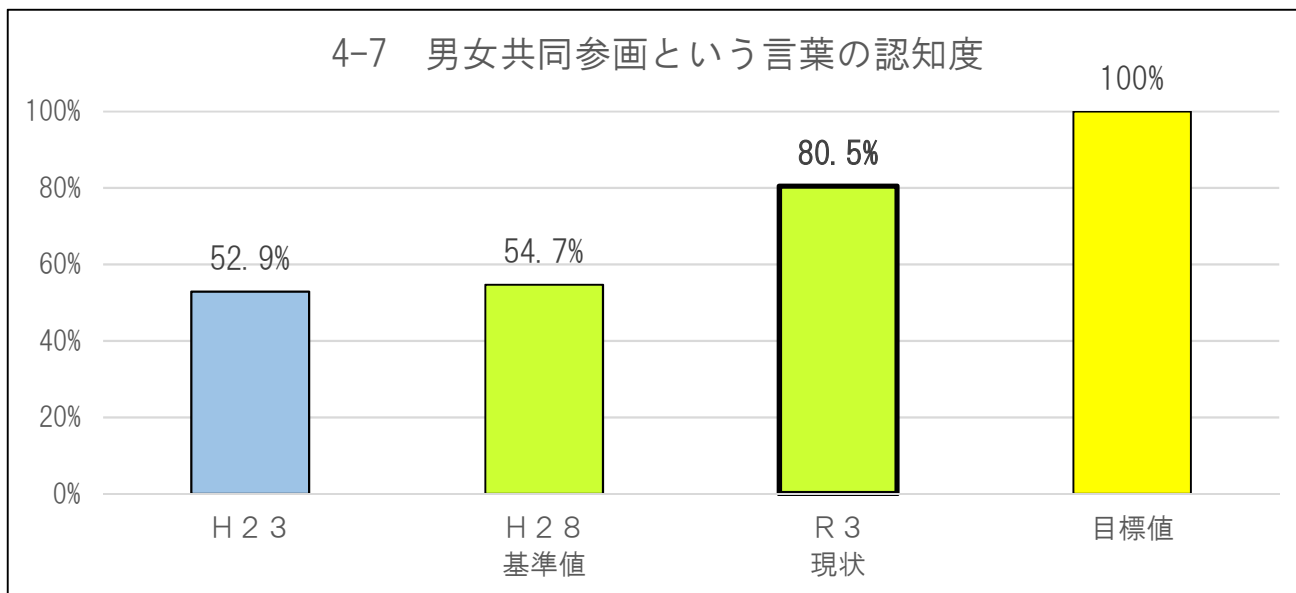
時間外勤務の削減や年次休暇取得の向上については、ある程度の強制力は必要であると考えます。目標に設定されている数値は、現状の数値の推移を考慮すると、妥当な目標設定であると考えます。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 指 標7 男女共同参画という言葉の認知度



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
54.7%	80.5%	100%	C	57.0%

(第5次男女共同参画プラン P.31)



目標値の達成には至らなかったものの、平成28年度策定時と比較して「男女共同参画」という言葉の認知度は25.8%増加と大きく前進しています。これは、広報・冊子やパンフレット・講座等による啓発の効果の表れということもできます。言葉の認知度の上昇により、男女共同参画社会に対する意識も高まっているものと考えます。今後も引き続き、男女共同参画についての講座や広報紙を活用した意識啓発をさらに推進していく必要があります。

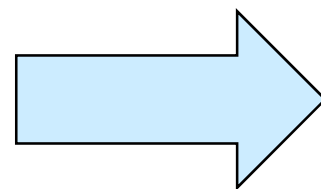
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- 14-1 男女共同参画に関する講座等の開催
- 14-2 市民大学等の開催
- 15-1 市民協働による啓発事業の推進
- 16-1 広報紙（NEW WAVE）の発行

言葉の認知度向上については、他の指標目標に比べても周知・啓発の効果が一番数値として表れやすく、言葉の認知度向上により、意識の向上も図れるものと考えます。時代の変遷等を踏まえ、今後どの言葉の認知度向上を促進していくかは検討課題となりますが、重点事業とした各事業は、周知・啓発の中心事業となるもので、今後も継続していく必要があります。

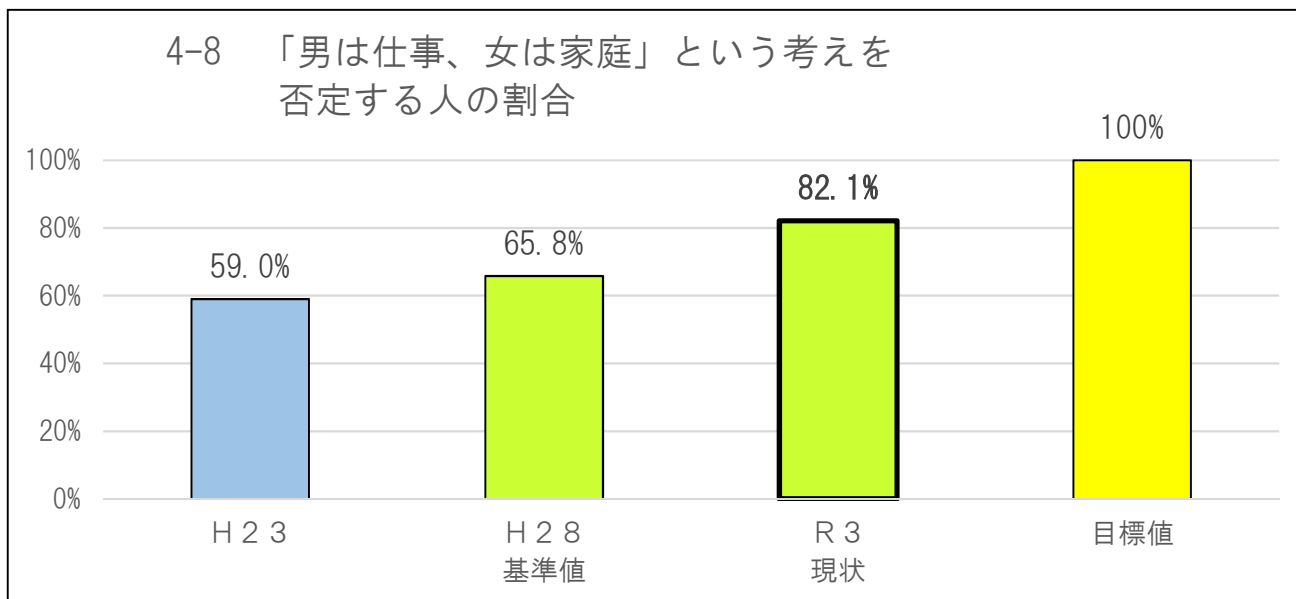
なお、目標値の100%については、現実的な目標数値を検証し、設定することも考えていく必要があります。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 指 標8 「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
65.8%	82.1%	100%	C	47.7%

(第5次男女共同参画プラン P.31)



目標値の達成には至らなかったものの、平成28年度策定時よりも割合が上昇傾向にあります。平成23年度からの10年間で社会情勢も変化し、指標7の言葉の認知度の増加もあり、固定的な性別役割分担の解消に対する考え方が徐々に浸透してきていることが推測されますが、世代による意識や考え方の差もあることから、今後も引き続き、固定的な性別役割分担の解消に向け様々な場面や方法を捉え、対象とする世代も考慮して継続的に啓発を行っていく必要があります。

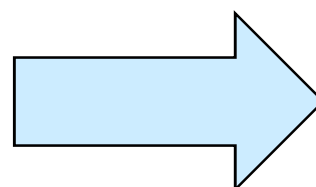
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

■16-1 広報紙（NEW WAVE）の発行

暮らしやすい社会の意識づくりのためには、広報紙は大変大きな役割を果たします。また、テレビ・新聞等の媒体による情報や社会情勢の変化は、人々の意識に大きな影響をもたらします。広報紙は、年代等を問わず広く情報を周知でき、ジェンダー平等の実現という政策目的を果たすには有効的な手段です。情報提供・意識の変化には、広報紙による周知・啓発は不可欠であると考えられ、紙面の内容を充実させていくことで、今後も広報紙の発行による啓発を継続していきます。内容の充実を図っていきます。次期プランにおいても重点事業として位置づけていくことが妥当であると考えます。

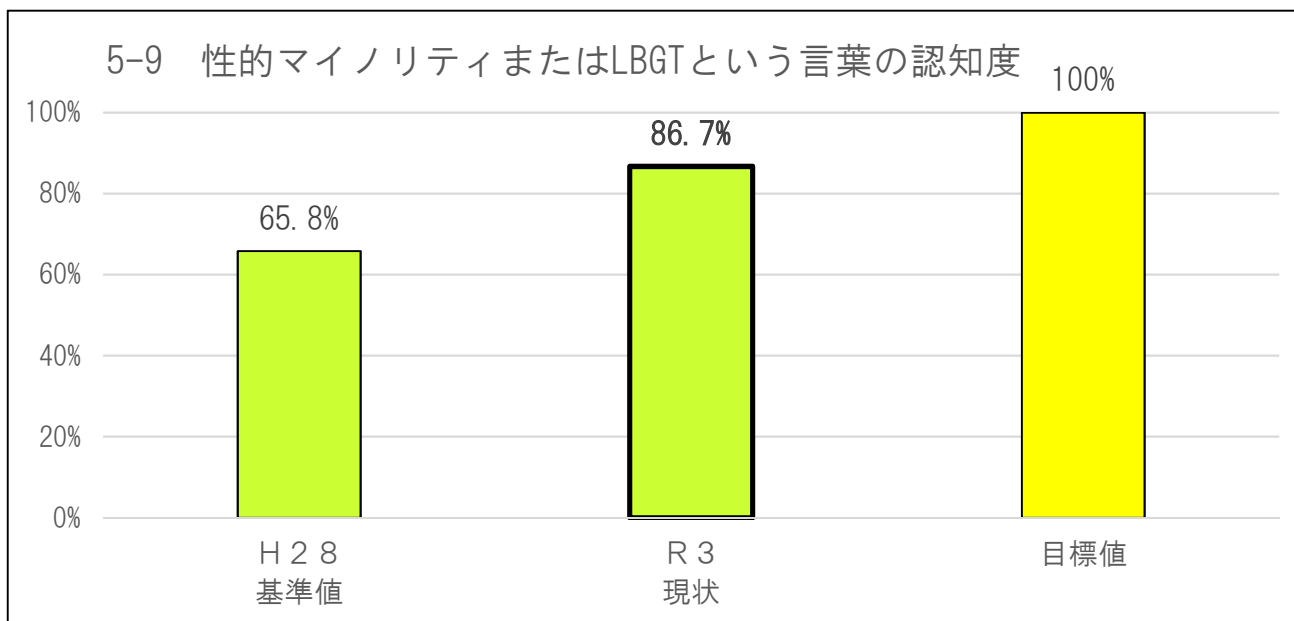
なお、目標値の100%については、現実的な目標数値を検証し、設定することも考えていく必要があります。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援
- 指 標9 性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
65.8%	86.7%	100%	C	61.1%

(第5次男女共同参画プラン P. 35)



平成23年度のアンケート時には設問項目が無く認知度の数値はありませんが、平成28年度策定時と比較して20.9%認知度が大きく上がっており、目標達成には及ばなかったものの、上昇傾向が見られます。引き続き、広報等で周知啓発活動を継続し、目標達成に向け取り組みを進めていきます。なお、高齢者層での認知度は比較的低い傾向にあり、今度の課題の一つであると考えます。

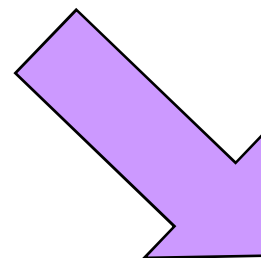
学校や職場での性的マイノリティの当事者の方へのメンタルケアや相談支援・相談体制の確立についても引き続き取り組んでいく必要があります。認知度の向上にあたっては、学校・地域・職場（経営者等を含む）等、幅広い周知・啓発を引き続き継続していきます。

次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- 21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施
- 21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発

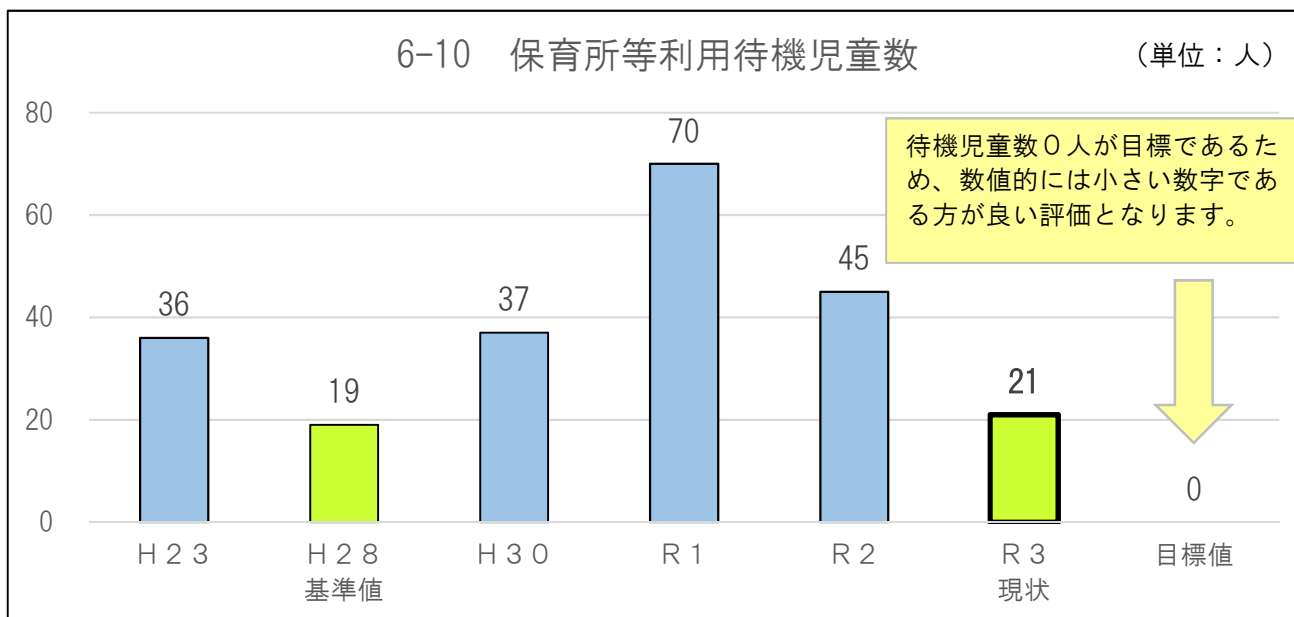
言葉の認知度向上については、他の指標目標に比べても周知・啓発の効果が一番数値として表れやすく、言葉の認知度向上により意識の向上も図れるものと考えます。テレビや新聞、雑誌等の媒体による情報によっても多様な性に関する言葉の認知度は大きく向上していると思われませんが、研修やパネル等で正しい情報を地道に周知・啓発を行っていくのも認知度向上には大切なことだと考えます。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進
- 指標10 保育所等利用待機児童数



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
19人	21人	0人	D	▲9.5%

(第5次男女共同参画プラン P.37)



保育所の待機児童数の目標値である0人には至らず、また、平成28年度策定時と比較しても若干増加(後退)しているものの、令和元年度から減少傾向(前進)が見られます。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、預け控えや妊娠控えによる0歳児人口の減少、また女性就業率の減少などが減少傾向の要因と推測され、利用申込み児童数の減少により、待機児童が減少したと考えられます。そのため、待機児童の減少も一時的な要因である可能性もあるため、今後も幼稚園のこども園化や家庭的保育施設の新設等による利用定員枠の増等を進め、待機児童解消を目指します。

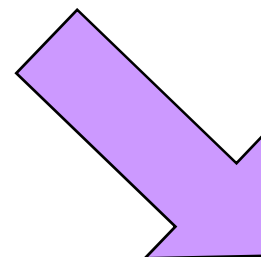
次期プラン策定に向けての重点事業(指標数値目標に特に影響を与えた事業)の検証

■25-1 多様な保育サービスの充実

保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報提供を行う事業です。質の改善や確保(職員の処遇改善)や、量(利用定員)の拡充を実施し、待機児童対策を実施しています。

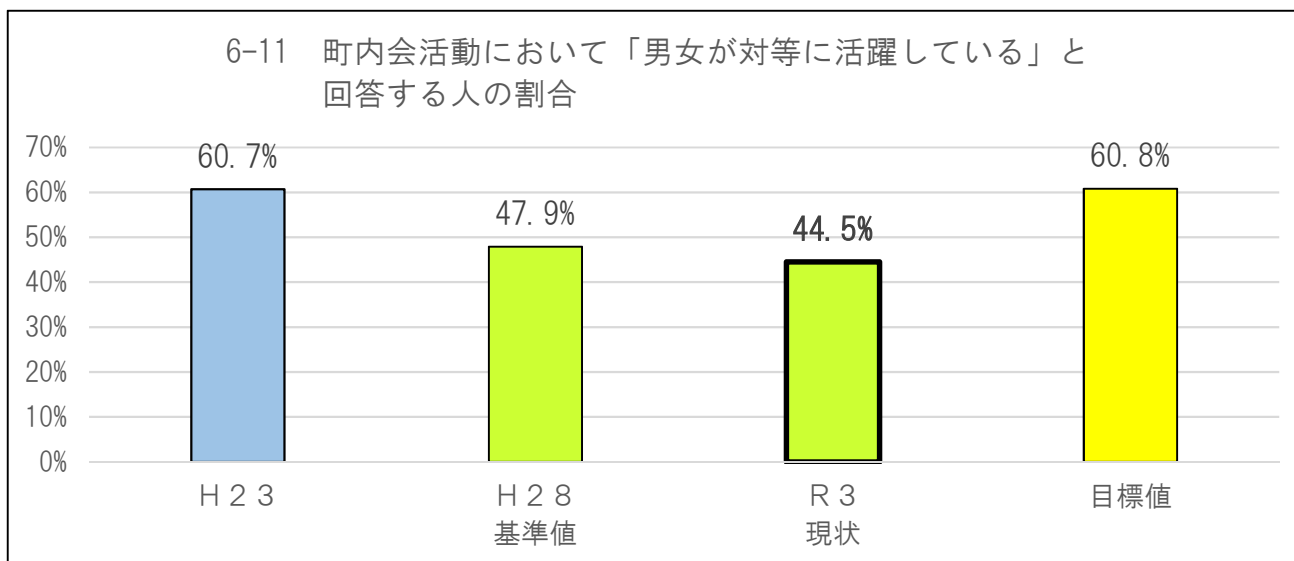
女性の社会進出が増えていることで需要の増加が続くことが予想されるため、今後も待機児童を減少させるために施設整備により受け皿拡大を図り、保育所・認定こども園・地域型保育事業の定員拡充や幼稚園等の認定こども園への移行促進に取り組み、引き続きさまざまな教育・保育ニーズに対応していく必要があります。社会情勢を踏まえた長期的な見通しを持ちつつ、時代の変化に合わせ柔軟な対応が必要と考えています。目標数値は待機児童の「解消」を意味することから、妥当であると考えます。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進
- 指標11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
47.9%	44.5%	48%	D	▲7.1%

(第5次男女共同参画プラン P.37)



平成28年度策定時・令和3年度と比較して割合が続けて減少しています。一方で、「指標2 町内会・自治会における女性役員割合」では、平成28年度・令和3年度と増加傾向にあり、逆の動きを見せています。これは、役員割合が増加しているものの、実際の女性の役割が補助的役割に留まっている可能性や、ジェンダー平等に関する意識の高まりから評価が厳しくなっている可能性が考えられます。町内会活動については、比較的構成年齢が高いと思われることから、インターネット等オンラインでの周知ではなく、下記重点事業に記載している広報紙による周知が馴染みやすく効果的であると考えられます。

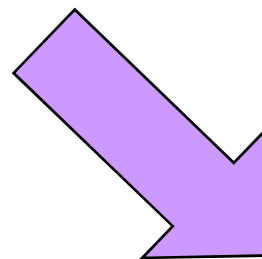
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- 31-1 自主防災組織への女性の参画促進
- 32-2 広報紙（NEW WAVE）による意識啓発

町内会活動において男女が対等に活躍していることを実感できる社会を実現するために働きかける直接的な事業はありませんが、自主防災組織においては地域との関わりが深いため、町内会・自治会との関連性も高いと思われます。女性役員割合と同様、各団体の状況が大きく影響しますが、市と町内会・自治会との関わりがある場面の他、町内会・自治会の役員を担っている年齢層を中心に、広報等を通じて幅広い年代に粘り強く周知・啓発していくことが必要です。

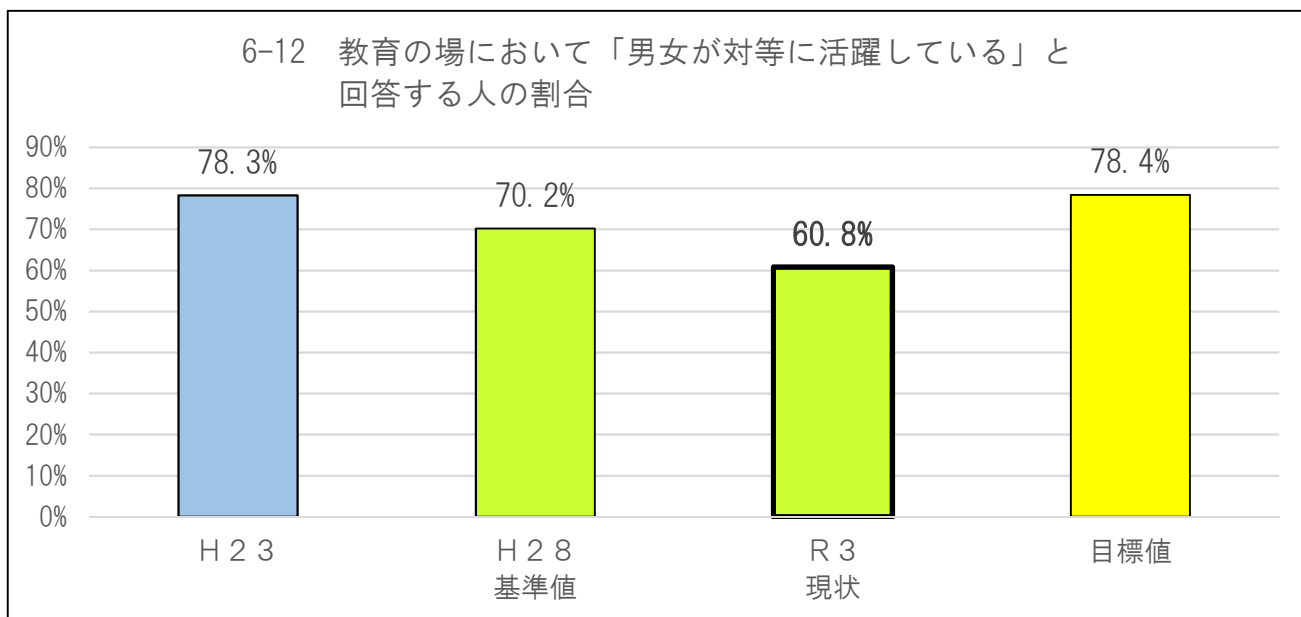
次期プランにおいて指標数値目標を継続し、プランの事業として、町内会・自治会とかかわりが特に深い地域コミュニティ支援課と連携し、具体的に町内会・自治会に働きかける事業を盛り込む必要があります。

- 重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進
- 施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進
- 指標12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
70.2%	60.8%	70.3%	D	▲13.4%

(第5次男女共同参画プラン P. 39)



平成28年度策定時・令和3年度と割合が続けて減少しています。前項の町内会活動と同様、ジェンダー平等に関する意識の高まりから評価が厳しくなっている可能性も考えられます。

教育の場において男女が対等に活躍していると感じる社会の実現には、教職員の働く環境の整備のみならず、日頃からの家庭内におけるジェンダー平等の意識の影響も大きいこと（相互に影響しあっている）が考えられ、そのためにも小学生・中学生の頃から、男女共同参画に関する教育が必要であると考えます。

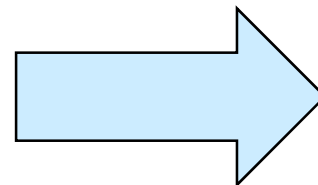
次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- 32-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布
- 32-2 広報紙（NEW WAVE）による意識啓発
- 33-1 教職員に対する意識啓発

上記3事業については、指標数値目標の達成に密接に関わり、児童・生徒、教職員に直接的に啓発ができる事業であることから、非常に有効であり、継続していく必要があります。学校の現場での意識向上を図るには、まず、教職員の積極的な参画から児童・生徒への指導実践につなげていくことが有効です。また、保護者や地域の声も現場に大きく影響を与えます。冊子や広報紙による啓発により、児童・生徒のみならず、広く啓発・周知を行えることが期待できます。

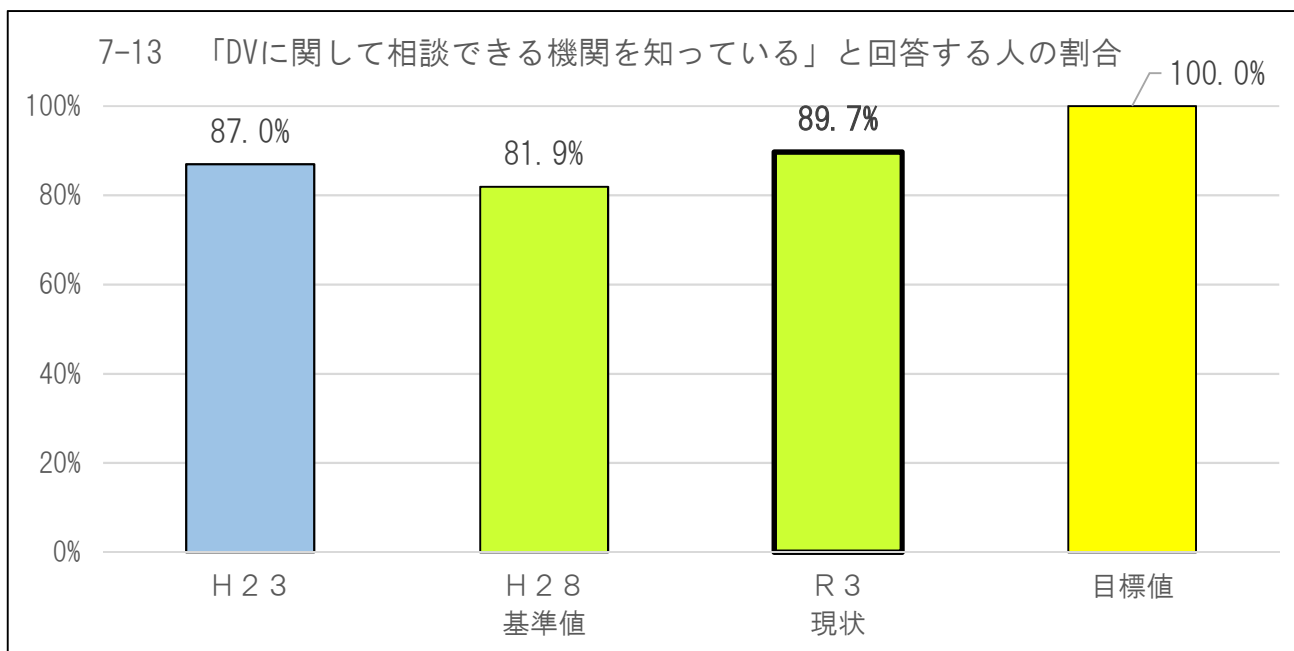
本事業については、教育委員会との連携による取り組みも重要な鍵となりますので、今後も連携を継続し、教育現場における地道な啓発を進めていく必要があります。目標値は「前回以上」となっており、妥当だと考えます。

- 重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり
- 施策方針7 DV等を根絶する環境づくり
- 指 標13 「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合



平成28年度	現状値	目標値	評価	達成率
81.9%	89.7%	100%	C	43.1%

(第5次男女共同参画プラン P.41)



「DVに関して「相談できる機関を知らない」の回答割合を下げる」という現状値は平成23年度・平成28年度策定時よりも改善する結果となりました。

今後も引き続き、DVやセクハラを根絶するための環境づくりにおいて、相談機関の周知だけでなく、被害者への支援と防止に向けた意識啓発の両面から取り組む必要があります。

次期プラン策定に向けての重点事業（指標数値目標に特に影響を与えた事業）の検証

- 34-1 DV防止に関する意識啓発
- 34-2 デートDV防止に関する意識啓発
- 35-1 DV相談窓口の周知

広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識啓発を行う事業です。

デートDV防止については、学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布を行い、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図っています。この指標数値目標についても、認知度の向上であるため、意識啓発・周知を行っていくことが非常に大切になります。重点事業に挙げた3事業は、認知度向上に直結する事業であり、意識啓発及び早期の適切な相談・支援が受けられる相談窓口の周知を今後も継続していく必要があります。

目標値の100%については妥当であると考えます。

5 中間評価（目標値達成評価）の総括

第5次男女共同参画プラン策定時から4年が経過し、中間評価（目標値達成評価）を行ったところ、指標による目標値を掲げている13項目のうち、A評価（達成）が1指標、B評価（順調）が1指標、C評価（横ばい）が8指標、D（後退）が3指標という結果となりました。

D評価（後退）となった未達成の3指標については、今後の重点検討課題として挙げられます。また、A評価・B評価の分野についても、目標値の達成や改善傾向が見られているものの、引続き良い状態を維持していくことが必要です。

評価の資料となったアンケート調査結果を踏まえながら、目標値や新たな課題を検討し次期プランへと繋げていきます。

評価全体を通して、意識啓発や周知に関する事業が本プランの核であることを改めて明確になったので、引き続き、周知・啓発事業を地道に継続していくことが重要であると考えます。

指標数値目標達成に直接影響を与える事業のみならず、ジェンダー平等や多様な性を尊重する社会の実現に向け、今後も全施策に人権尊重やジェンダー平等の理念を貫き事業を推進していきます。

■ 目標値の設定方法について

目標値の設定にあたっては、現状を把握した上で、現実的に積み上げた数値を検討する必要があります。しかしながら、目標値の達成により、施策が進展していると納得できるよう関連づけることは重要であり、次期プランの策定に向けて、分かりやすくかつ計画的に無理のない数値を検討する必要があります。

■ 評価方法について

数値化による評価は明確であるため、目標値の達成・未達成により評価をすることが望ましいですが、社会情勢の流れや風潮の変化等も勘案し、柔軟に評価することも必要であると考えます。数値の増減だけにこだわるのではなく、平成28年度には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の影響等、社会の流れを大きく捉えながら事業を推進していくことを検討していきます。

指標数値目標への影響等を踏まえた 65 事業の検証・分析

中間評価は、13 の各指標目数値の達成度で評価をすることを中間評価の主軸に据えています。最終評価が次期プラン策定年度の翌年度（令和 5 年度）であることから、次期プラン策定の手掛かりを得るため、各指標数値目標と密接に結びついた事業を抽出・検証し、重点事業として次期プランに繋げます。下記の表は、65 の事業を各項目により区分したもので、具体的な検証は各指標の頁に記載しています。

[表の説明]

達：策定当初の事業目的を達成できている事業に「達」、未達成に「未」
 寄：指標数値目標の変動に寄与（目標達成に密接し影響を与えた事業）に●
 外：外部環境による影響（施策以外の外部環境による影響がある事業）に●
 コ：新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業に●

No.	事業	達	寄	外	コ
指標 1	市の審議会等における女性委員の割合				
指標 2	町内会・自治会における女性役員の割合				
指標 3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合				
1	1-1 審議会等への積極的な女性の参画促進	未	●	●	
2	1-2 地方防災会議における女性委員の参画促進	未	●	●	
3	2-1 審議会等における実態調査の実施	達			
4	3-1 事業所等における男女共同参画の推進	未		●	
5	4-1 市の実施事業への配慮	未	●		
指標 4	女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合				
6	5-1 起業を目指す女性への支援	達	●	●	●
7	6-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	達	●		●
8	7-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施	達			●
9	7-2 メンタリング制度の実施	未	●		●
10	8-1 女性医師による女性のための健康相談	達			●
11	8-2 婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談	達			●
12	9-1 女性特有のがん検診の普及啓発	達			

No.	事業	達	寄	外	コ
指標 5	ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度				
指標 6	市役所における職員の年次休暇取得日数				
13	10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	達	●		
14	10-2 ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介	達	●		
15	10-3 事業所内保育施設設置に関する情報提供	達		●	
16	11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み	達	●		
17	11-2 テレワークの導入に向けた検討・試行	達			
18	11-3 男女共同参画職場リーダーへの意識啓発	達			●
19	12-1 男性の高齢者を対象とした講座等の開催	達			●
20	12-2 コミュニティセンターにおける講座の開催	達			●
21	13-1 「お父さんのための子育てガイド」による情報提供	達			
22	13-2 「お父さんのための子育て応援講座」の開催	達			
指標 7	男女共同参画という言葉の認知度				
指標 8	「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合				
23	14-1 男女共同参画に関する講座等の開催	達	●		●
24	14-2 市民大学等の開催	達	●		
25	15-1 市民協働による啓発事業の推進	達	●		●
26	15-2 男女共同参画市民サポーター会議の開催	令和元年度廃止			
27	16-1 広報紙（NEWWAVE）の発行	達	●		
28	17-1 市職員に対する研修等の実施	達	●		●
29	18-1 デュオよこすかの運営	達			●
30	18-2 デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催	達	●		●
31	19-1 男女共同参画に関する調査の実施	達			▲

No.	事業	達	寄	外	コ
指標 9 性的マイノリティまたは LGBT という言葉の認知度					
32	20-1 デュオよこすか「女性のための相談室」	達			●
33	20-2 相談体制の充実	達			●
34	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施	達			●
35	21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発	達	●		
36	22-1 相談事業の実施	達			●
37	22-2 当事者同士の交流会への支援	達		●	●
38	22-3 関係機関との連携強化	達	●		
指標 10 保育所等利用待機児童数					
指標 11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合					
指標 12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合					
39	23-1 「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催	達			●
40	23-2 「プレママ・プレパパ教室」の開催	達			●
41	24-1 家庭等における子育て支援の充実	達			●
42	25-1 多様な保育サービスの充実	未	●	●	
43	26-1 全児童を対象とした居場所の充実	達		●	●
44	26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実	達			●
45	27-1 介護に関する相談窓口の充実	達			
46	28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催	達			●
47	28-2 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施	達			●
48	28-3 「若年性認知症支援者講座」の開催	達			●
49	29-1 ひとり親家庭の親を対象とした就労相談	達			●
50	29-2 ひとり親家庭の親を対象とした就労支援	達			
51	30-1 ひとり親家庭の仲間づくりの推進	達			●
52	31-1 自主防災組織への女性の参画促進	達	●	●	●
53	32-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布	達	●		

No.		事業	達	寄	外	コ
54	32-2	広報紙（NEW WAVE）による意識啓発	達	●		
55	33-1	教職員に対する意識啓発	達	●		
指標 13 「DV に関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合						
56	34-1	D V 防止に関する意識啓発	達	●		
57	34-2	デート D V 防止に関する意識啓発	達	●		●
58	35-1	D V 相談窓口の周知	達	●		
59	36-1	性別による人権侵害の申出制度	達			
60	36-2	働く人の相談窓口	達		●	
61	36-3	市職員・教職員を対象とした意識啓発	達	●		
62	37-1	安全・安心な相談窓口の確保	達	●		
63	37-2	相談員の研修等の充実	達			●
64	38-1	被害者の安全確保と自立に向けた支援	達			
65	39-1	関係機関との連携強化	達	●		●